

る取柄答を尋ね、労働員側の答は遂に六月四日終業中五
限の短了業業主並の會員J、終業中五限を要求J次のJ
答へて翌二日交渉委員の内務省土木出張所を協議場専
らるるも、その交渉は停滞の一途J次のJである。
この停滞の背景、後述の如き理由よりJ了終業中五を要求せ
る労働組合の交渉の不利態合員を罷免J、出張答四十五条
一日の終業を求J、六月一日の公休日を除くJ了態合専
J、態合締結判決を態合員の擲擧を強ひ、三十日又三十
間隔に、一〇除立)を強請J了る。然し終業問題が重要願
本専業労働員が連日断途強請労働員態合(日本新報)報
懸懸並の強請強請
至て次のJである。
強請も異なるとを尋ねる幾度強請も了らる終業又強請を抑るの

組員労働組合福岡出張所

財団法人 協同會福岡出張所

の擧に出で結束を固め、萬一の場合は罷業敢行も辭せざる
の空氣を醸成したので、事業當局は不埒狼狽し、操業主任
は組合事務所を幹部を訪問し、築港事業の急務を説き向ふ
一ヶ月間無條件殘業を懇願し其の反省を促すところがあ
つたので、其の熱意に動かされた組合幹部は従業員と協議
し極力説得に努めた結果、六月六日に至り漸く全従業員の
諒解を得たので辛じて大なる紛糾に至らず問題の解決を見
たり。